

かつらぎ町応援クーポン券

取扱店取扱要項

かつらぎ町商工会

《事業概要》

名称	かつらぎ町応援クーポン券
実施主体	かつらぎ町
発行総額	113,400千円（額面）
発行内容	1冊14枚綴り（地元店舗限定券500円×10枚、全取扱店舗共通券500円×4枚、合計7,000円相当）
発行部数	16,200冊
使用期間	令和4年 9月 1日～令和5年1月31日
換金期間	令和4年 9月 1日～令和5年2月15日
換金場所	かつらぎ町商工会 平日8時30分～17時

◆目 的

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊している地域経済の活性化及び高騰する生活品や原油等の生活や事業への影響を緩和することを目的として、町民全員を対象に一人 7,000 円分の応援クーポン券を配布する。

1. クーポン券の事業概要

- (1) 名 称 かつらぎ町応援クーポン券
 - (2) 実施主体 かつらぎ町
 - (3) 発行総額 113,400千円
 - (4) 発行内容 1冊14枚綴り（「地元店舗限定券」500円券×10枚、「全取扱店舗共通券」500円券×4枚、合計7,000円相当）
「全取扱店舗共通券」：すべての店舗で使用可能なクーポン券
「地元店舗限定券」：「地元店舗」でのみ使用可能なクーポン券
 - (5) 発行部数 16,200冊
 - (6) 使用期間 令和4年 9月 1日～令和5年1月31日
 - (7) 換金期間 令和4年 9月 1日～令和5年2月15日
 - (8) 使用店舗 かつらぎ町内に店舗のある小売店、飲食店、サービス業
- ※ 事業受託 かつらぎ町商工会（取扱店舗取りまとめ事務、換金作業事務）

2. 参加店舗の要件

参加店舗の資格は、かつらぎ町内に事業所又は店舗がある事業者で次の事業者以外のものとする。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- 入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- 「本券の使用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

参加を行う店舗は下記に示す要件により、「地元店舗」と「共通店舗」として参加をしていただきます。

「地元店舗」：本社・本店を「町内」に置く事業者。

「共通店舗」：本社・本店を「町外」に置く事業者。

3. クーポン券取り扱い厳守事項

- クーポン券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- クーポン券と現金の交換は禁止しています。
- クーポン券の額面以下の使用の場合であってもお釣りは渡さないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 商品返品の際の返金はできません。
- 店舗で独自にクーポン券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、クーポン券使用条件額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- 使用期限を過ぎたクーポン券は受け取らないで下さい。

○クーポン券の盗難・紛失、滅失または、偽造、模造等に対して、発行者（かつらぎ町）は責任を負いません。

※クーポン券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

○クーポン券の交換又は売買はできません。

●「共通店舗」においては、「**全取扱店舗共通券**」クーポン券のみ使用できます。「地元店舗限定券」クーポン券を受け取った場合は、**換金は致しかねます**のでご注意ください。

●「共通店舗」において、「移動販売車」を活用して日用品・食料品を町内で販売する場合は、「移動販売車」にて売り上げた分に限り「地元店舗限定券」クーポン券を取扱うことが可能です。

4. クーポン券の使用対象にならないもの

○出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）

○有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

○たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

○事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

○土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い

○医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）

○現金との換金、金融機関への預け入れ

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号から第8号に規定する営業に係る支払い

○特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

○クーポン券の交換又は売買

○その他このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの

○その他、各取扱店舗が指定するもの

5. 取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守して下さい。

(1) 取扱店舗は、クーポン券を使用する消費者に対して、クーポン券が使用できる店舗であることや、取扱ができるクーポン券が明確になるよう、事務局が配布するポスター、チラシ、のぼりを消費者に分かりやすい場所に掲示をお願いします。また取扱ができないクーポン券をお受け取りにならないようお願いいたします。

(2) 使用されるクーポン券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認して下さい。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨をかつらぎ町商工会にも報告して下さい。クーポン券の見本については、レジ担当者やクーポン券を取り扱う全ての店員に周知願います。

(3) 取引によりクーポン券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店舗受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。

(4) クーポン券の交換及び売買を行わないで下さい。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られたクーポン券のみ換金可能となります。

(5) かつらぎ町商工会、その他当該事業に係る関係者の事業運営にご協力をお願いいたします。

6. 換金手続きについて

物品の販売又は役務の提供などの取引においてクーポン券を受け取った取扱店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下（１）～（３）によることとします。

- （１） 取扱店舗は事前に換金するクーポン券の枚数を換金申請書兼預り書に記入し、商工会の窓口へクーポン券とともに営業時間内（平日 8:30～17:00）に持参ください。預り証をお返しいたします。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来会時にはマスクの着用、発熱等体調不良がありましたら、来会を控えていただきますようお願いいたします。
 - ※ 換金枚数が多く、時間がかかる場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面時間短縮のためお預かりのみさせていただき、後日枚数確認作業となります。当日に換金作業が必要な場合はその旨をお伝え下さい。
 - ※ 後日確認が必要かどうかは、商工会にて判断いたします。
 - ※ 換金枚数に相違が発生した場合は商工会よりご連絡いたします。
- （２） クーポン券の換金請求期間は、令和４年９月１日（木）～令和５年２月１５日（水）までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- （３） 枚数確認作業の翌営業日中に申込時に登録した取扱店舗の指定口座に支払われます。

7. 取扱店舗の取消等

取扱店舗の「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店舗登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。